

The page features a decorative graphic consisting of three blue circles of varying sizes, each with a darker blue center and a lighter blue outer ring. These circles are arranged along a diagonal line that descends from the top left towards the bottom right. The background is white.

平成 24 年度 税制改正に関する意見書

東日本大震災に関連する緊急要望書

平成 23 年 3 月 29 日

北 陸 税 理 士 会

東日本大震災（東北関東大震災）により亡く
なられた方々のご冥福をお祈り申し上げますと
ともに、被災された皆様、そのご家族の方々には、
心よりお見舞い申し上げます。

合わせて、福島第一原子力発電所の大事故に
より緊急避難を余儀なくされた地域の皆様には、
一刻も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

平成 23 年 3 月 29 日

北 陸 税 理 士 会

東日本大震災(東北関東大震災)に関連する緊急要望

1. 申告期限の延長・振替納税について

東日本大震災（以下「今の大震災」という。）の被災地域における納税者の申告期限については、税目を問わず延長されることは当然であるが、今の大震災の前に所得税・消費税及び地方消費税の申告書を提出した者については、これらに係る振替納税の手続きは停止すべきである。

なお、阪神・淡路大震災（以下「先の大震災」という。）のときは、実務家からの要望が強かったにもかかわらず、申告期限の再延長が認められなかったが、今回の申告期限の延長は大幅なものであることが望ましく、必要に応じて再延長が検討されるべきである。

2. 閲覧制度等について

今の大震災の場合は、津波による災害により過去の申告書・申請書等の控えが納税者および関与税理士の手許から消滅、または復旧不能となっている事例が多いものと想定される。先の大震災のときは、申告書等閲覧サービスは実施されていなかったが、柔軟な対応が行われていた。

したがって、「申告書等閲覧サービスの実施について（事務運営指針）」（平成17年3月1日公表、平成22年6月18日最終改正）については、納税者または関与税理士の所在する地域を限定して、弾力的な運営が必須である。たとえば、本人確認および代理権限の確認の手続きを省略または簡素化し、税理士証票の提示のみで閲覧可能とすることが望ましい。さらに、申告書等のコピー、カメラ撮影およびスキャナーによる読み取り等を原則として認めるべきである。

また、電子申告をしている場合において、そのデータの開示を求めるときは本人確認が必要となるが、この場合においても、税理士証票に代わる電子証明書を提示することにより閲覧可能とすべきである。

3. 雑損控除・雑損失の繰越控除について

先の大震災のときは、雑損控除を平成6年の申告で適用することが可能とされた。今の大震災についても、日本税理士会連合会は既にその旨の要望を行っており、かつ、野田財務大臣は、①雑損控除および災害減免法による減免を平成22年分の所得で適用できるようにすること、②事業用資産の損失は平成22年分の事業所得の計算上必要経費に算入すること、③既に申告済みである場合についても適切に対応すること、を発言されているが、これらについては、簡明な内容で簡素な手続きであることが望ましい。

なお、控除しきれなかった雑損控除額は、翌年以降3年間での繰越控除が可能であ

るが、今の大震災の場合には生産手段が広範囲に罹災または消滅している地域が多くあり、3年間で控除しきれいかどうか不明である。

したがって、繰越控除期間を5年に延長するか、「翌年以後3年間の繰越控除」と「前年以前3年間の繰戻し還付」のいずれかを選択ができるようにすべきである。

4. 青色申告者の純損失等について

青色申告者の純損失等の繰越控除期間を3年から5年に延長すべきである。

5. 貸倒損失等について

今後、取引等が消滅する事例や実質的に債務超過となる事例が多く発生するものと予測される。貸倒損失および貸倒引当金の認識方法および計上時期について、災害の実態に則した弾力的な措置を示されることが求められる。

また、自社が保有している資産損失についても同様とすべきである。

6. 災害復旧費について

災害に伴う原状回復費（復旧費）については、津波により被害のあった土地の原状回復費を含めて、原則として必要経費算入（損金算入）を認めるべきである。

7. 事業用資産の買換えについて

被災事業用資産等の買換えに係る課税繰延割合は100%とすべきである。

8. 相続関連について

- ① 被災地に係る資産について財産評価基本通達による評価額を軽減し、小規模宅地等に係る課税価格の計算特例を弾力的に運用すること（継続居住要件など）が必要である。
- ② 今の大震災の発生日前5年以内に相続税・贈与税の申告期限が到来したもののうち、甚大な被害を受けた者については、既に納付した相続税・贈与税のうち、当該被害に該当する部分に係る税額を免除・還付すること。
- ③ 農地および非上場株式等の納税猶予制度、小規模宅地等の特例制度の適用要件を緩和すること。
- ④ 相続税の納税義務者の中に被災者がいる場合には、その申告期限を2年間延長すること。
- ⑤ この大震災では、大津波による行方不明者が非常に多い現状である。

特別失踪の場合は、危難が去ってから1年経過の後、失踪宣告により死亡したものとみなされる（民法30条、31条）。また、戸籍法による認定死亡の場合は、即時に効果が生ずる（戸籍法89条）。これらは民法、家事審判法および戸籍法の

分野ではあるが、多くの被相続人に関する権利・義務関係が未確定のままの状態であることは、当事者にとっても不便であり、かつ、災害復興にも支障をきたすものと考えられる。

したがって、実態に則した対応が望まれることはもちろんであるが、同時死亡の推定についても弾力的に運用すべきである。

9. 地方税について

固定資産税の賦課期日は1月1日であるが、土地、家屋および償却資産のうち被災したものについては、納期限の延長のみならず、平成23年1月1日に滅失があったものとみなすなどの減免措置が必要である。

また、事業所税や被災資産の代替資産に係る不動産取得税についても同様の措置を取るべきである。

平成23年3月23日、北陸税理士会調査研究部は、上記の項目を緊急に要望します。

はじめに

北陸税理士会（以下「当会」という。）は、税理士法第 49 条の 11（税理士会は、税務行政その他租税または税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、またはその諮問に答申することができる。）の規定に基づき、平成 24 年度税制改正に関する意見を提言します。

この意見書を作成するにあたって、当会調査研究部では従来から次の三点を基本として、新たに会員や各支部から提案された意見について検討し、過年度の意見書を対照に集約しました。

- ① 重要な改正意見については、それに関連した項目や論点も考慮して、中長期的な展望で検討する。
- ② 経済情勢や社会環境の変化に対応するため、早急に改正すべき項目や負担の緩和を求める項目について検討する。
- ③ 税制に関する執行や運用に関する意見については、更に一層の検討をする。

この意見書は、日常の税理士業務において納税者と直に係わりあう税務の専門家である実務家の立場から、税制および税務行政の問題点を把握し、その解決のための方向性を意見しており、公平かつ合理的な税制の確立と申告納税制度の発展を目的としています。

必要とされる税制改正には、とりわけ中小企業や小規模事業を中心とした地域経済の活性化、少子長寿社会への対応、低所得者・経済的弱者層への配慮が重要な観点となります。

われわれ税理士は、単に税負担の軽減だけを求めるのではなく、公平を第一義として、国民一人一人が納得して納税できる税制の実現を希求するものであります。

租税三原則と基本的視点

当会調査研究部では、税制改正を論議する際に、制度が公平で、かつ、制度の内容が透明で理解しやすく、その制度に基づいて納税することについて納得できるものであるべきと捉え、「公平・透明・納得」の三原則を基本的な考え方とし、税務に関する専門家として納税者の立場に立ち、税制に対する視点を従来どおり次の5つに定めました。

1. 公平な税負担

税制の基本は税負担の公平だが、何をもって公平とするかの基準は様々であり、普遍的な公平の存在も流動的である。この少子長寿社会においては、特に低所得者層や経済的弱者層に配慮しながら、高齢者を年齢だけで一律に優遇する税制の歪みを見直し、年齢にかかわらず能力に応じて公平に負担を分かち合うことが重要となる。

したがって、租税原則を貫く上では、水平的公平や垂直的公平、更には世代間の公平や高齢者間の公平が各々互いに補完し合えるような均衡のとれた税制を構築していく必要がある。

2. 自由な経済活動を妨げない税制

市場経済の国際化・情報化や企業活動の多様化が進展するなか、個人や企業の潜在能力を最大限に引き出し経済社会に活力を促すためには、税体系や税制が経済活動や資産選択等に歪みや攪乱を与えないようにしなければならない。特に、税制改正については、財政状況についての周知を前提とし、その目的や内容について国民が納得できるものである必要がある。

したがって、未だに経済社会の構造変化に対応しきれず不公平感を生じさせている税制上の諸措置を見直し、超過負担を最小限に留められるよう継続的な対策を講ずる必要がある。

3. 簡素な申告納税事務

申告納税制度は、納税者が租税法規を理解し解釈できるとの前提で成り立っているため、租税制度は複雑難解なものであってはならない。しかし、制度を簡素で分かり易くしても計算が複雑になっては納税者の理解は得られず、また、納税者側の事務負担だけを軽くしても課税庁側の負担が重くなれば、結局、徴税コストの上昇を招くことになる。そこで、適正で公平な課税を実現するためには、納税者の事務負担や費用がどの程度になるか、どの程度まで許容されるのかという視点も重要になってくる。

たとえば、源泉所得税など徴収義務者が税負担者の税額を計算し納付するものに

については、その事務負担に対する十分な配慮が必要であるし、消費税についても事業者の事務負担への配慮が必要である。

したがって、租税制度に簡素性を求めるならば、それは、官民一体で取り組むべき課題であり、官民両者の負担が常に最小限になるよう合理的な対策を講ずる必要がある。

4. 時代に適合する税制

今世紀に入り我が国は国際社会を背景に、金融取引の多様化、複雑化、国際的な資本移動の一層の進展、電子化などによって著しい変革を続けている。税制は、このような経済社会の構造変化や取引形態の変化に対応していかなければ、新たな不公平を生じさせることとなる。

したがって、国際的な競争力、経済の活力といった観点から、国際的な整合性を保ち、既得権や既成の制度に影響されることなく、常に時代に適合する税制となるよう政策税制等の見直しを継続しなければならない。

5. 透明な税務行政

納税者の観点から税務行政庁に求めるものは、常に適正、公平で信頼できる（透明な）税務行政の執行である。

したがって、その実現のためには、特に税務行政手続に関する規定を法律において整備するなど、常に適正で公平な執行を確保していくという行政庁側の観点も踏まえて、制度面のみならず執行面での適正化も確立していくことが求められる。

平成 24 年度の税制改正に関する意見

(H**～) = 平成**年度分よりの意見

(～) = 平成 16 年度以前よりの意見

I 各税目に共通する改正意見

1. 納税者不利に変更する遡及立法は施行しないこと。

【意見および理由】(H19～)

国民は現行の租税法規に従って経済活動を行っているものであり、たとえば、予測不可能な税制改正により納税者不利に変更する遡及立法が施行されれば、それは私的財産権を侵害することであり、正常な経済活動や法的安定性を損なう結果となる。

したがって、税制改正においては、民主主義の根幹を成す租税法律主義を遵守し、とりわけ納税者不利に変更する遡及立法は、絶対に施行すべきではない。

2. 各種の承認申請書および届出書の提出期限は、各税目の確定申告書の提出期限とすること。

【条文】法法 122 法令 30・52・119 の 6 消法 9・19・30・37 消令 20 通法 17

【意見および理由】(～)

法人税の青色申告承認申請書をはじめ、棚卸資産・有価証券の評価方法や減価償却資産の償却方法の変更承認申請書の提出期限は、当該事業年度の開始の日の前日までとされており、また、消費税の課税制度等の選択届出書については、課税期間開始の日の前日までとされている。しかし、評価方法等の変更の判断や設備投資等の事業計画は決算確定後に行うことが一般的であり、現行規定では実務上の不都合を招きかねず税制上の不利益を被ることがある。

公平な税負担、自由な経済活動を妨げない税制、簡素の申告納税事務、時代に適合する税制、透明な税務行政を実現するためにも、不都合や不利益の原因となっている現行の提出期限は、各税目の確定申告書の提出期限と同一にすべきである。

3. 法定外資料の照会や提出の要請は必要最低限にとどめること。

【意見および理由】(～)

納税者に対して頻繁に照会や提出の依頼がある法定外資料のうち各種資料箋

等については、その作成のために相当の事務負担を強いられており、その提出依頼が頻繁になされれば、納税者の事業遂行にも支障をきたし、税務行政庁との信頼関係を阻害することにもなりかねない。

したがって、これら法定外資料に関する要請は、必要最小限にとどめ、納税者の理解を得られるもののみを制限すべきである。

【検討】

個人情報保護法では、第三者への個人データの提供に関する本人同意は、国などの法令上の事務遂行上、その同意取得が支障になる場合には必要ないとされているが、個人データについては、正確性を確保し安全管理に努めることが必要である。

4. 少額減価償却資産の取得価額基準を引き上げること。

【意見および理由】(H24～)

少額減価償却資産の損金算入制度における取得価額基準は10万円未満とされ、20万円未満の減価償却資産については一括償却資産制度がある。また、中小企業者に対しては、期限・上限付きで取得価額30万円未満の資産につき損金算入することが認められている。

このような制度は、税制簡素化の観点から早急に改善すべきである。

【検討】

これらの制度を統合して、少額減価償却資産の取得価額基準を30万円未満とすべきである。

5. 同族会社等の行為計算否認規定を明文化すること。

[条文] 所法 157 法法 132・132 の 2～3 相法 64 地価法 32

【意見および理由】(H19～)

同族会社等の行為計算の否認規定は、私法上は有効な行為ではあるが、主として租税軽減を目的に行われる行為であるものに対処するため設けられたものであり、条文においては「これを容認した場合には税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるとき」と規定されている。

しかし、この規定では課税要件が明確化されておらず、いたって抽象的かつ包括的であり、それゆえに課税庁の裁量権に依存せざるをえず、恣意性の介入は避けられない。

したがって、課税要件明確主義の見地から、法令等において「税の負担を不当に減少させる結果」の意義を明確にすべきであり、少なくとも具体例は示すべきである。

6. 同族関係者・特別関係者の範囲を個別に規定し、実態に即した要件を定めること。

【意見および理由】(H24～)

法人税法、相続税法等において、同族関係者および特別関係者の範囲を定める場合は、民法上の親族概念が借用されているが、現在の社会情勢から相当に乖離していると言わざるを得ない。

したがって、同族会社の判定、特定同族会社の判定、非上場株式の納税猶予制度における納税猶予の取消事由などに用いられている親族概念を、制度の趣旨に合致した範囲に限定することが必要である。

【検討】

取引相場のない株式等の評価に際しての同族関係者の範囲は、配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び1親等姻族程度が適切である。

7. 重加算税の賦課決定通知書には、その理由を附記すること。

[条文] 通法 68 措法 94

【意見および理由】(H21～)

重加算税の課税要件である「事実の隠ぺい」、「仮装」については、理論的な定義付けがされておらず、重加算税の賦課対象となる行為の例示だけがされている。

したがって、申告納税制度の趣旨に鑑み、他の理由附記制度と同様に、税務行政における透明性の確保と納税者への便宜のために、重加算税の賦課決定通知書にはその賦課決定の理由を附記することを義務付けるべきである。

8. 延滞税の 14.6%の割合を特例基準割合に 7.3%を加えた割合とすること。

[条文] 通法 60 措法 94

【意見および理由】(H21～)

平成 11 年度改正において、当時の低金利を勘案し利子税等の軽減を図ることとされ、延滞税 7.3%は特例基準割合(*)に改正されたが、延滞税 14.6%については改正されず据え置かれたままである。

この延滞税の 14.6%は、遅延利息部分 7.3%と行政制裁部分 7.3%から成ると考えられるため、14.6%のうち少なくとも遅延利息部分については特例基準割合を適用すべきである。

(※前年の 11 月 30 日における日本銀行が定める基準割引率に 4%を加えた割合)

9. 死亡に伴う準確定申告書の提出期限を相続税の申告期限に統一し、相続による青色申告承認申請を相続税の申告期限と同一にすること。

[条文] 所法 124・125・144 消法 45

【意見および理由】（～）

被相続人の死亡した年の所得税額は、相続税の債務控除の対象となるため所得税の計算を先行する必要があるとされているが、現実には、相続財産の分割後でなければ当該所得税額の計算が困難なことがある。

したがって、準確定申告書の提出期限を相続税の申告期限に統一すべきであり、相続財産に不動産所得の起因となる資産がある場合には、分割協議の成立前に事業承継者が定まらないことがあるため、相続による青色申告承認申請書の提出期限を相続税の申告期限と同一にすべきである。

10. 死亡に伴う振替納税に関する救済措置を講ずること。

【意見および理由】（H21～）

振替納税の申請者が確定申告書を提出した後、申告期限の翌日から振替日までの間に死亡したときは、金融機関による口座閉鎖措置によりその振替納税は不可能となるのであるが、その振替日までにその振替額を自主納付した場合には延滞税の納付は要しない。しかし、口座に預金残高があるにもかかわらず、金融機関の措置による振替不能をもって延滞税を賦課することには、納税者の理解を求められるものではない。

したがって、このような場合の救済措置について対策を講ずるべきである。

11. 電話加入権を減価償却資産とすること。

[条文] 所令 5・6⑧ソ 法令 12・13⑧ソ

【意見および理由】（H18～）

電話加入権の引受義務が無くなり、設置工事費のみの負担となった昨今においては、これを非減価償却資産として無形固定資産に計上することに法的な合理性は存在しなくなっている。

したがって、新規契約分については少額減価償却資産とし、既契約分については減価償却資産に振り替えることができるものとすべきである。

Ⅱ 所得税法に関する改正意見

1. 土地建物等の譲渡損益の課税方式を見直すこと。

[条文] 所法 69 措法 31・32

【意見および理由】(一部加除 H24～)

土地建物等の譲渡損失と他の所得、譲渡益と他の損失について損益通算が認められない現行の課税方式は、担税力を失った部分に対しても課税しており、わが国の経済変動に対応できず、土地取引の活性化や遊休不動産の流動化を阻害している。そもそも税体系や税制は、経済活動や資産選択等に対し中立的であるべきである。

【検討】

- ① 土地建物等の譲渡所得課税を総合課税にすれば、担税力に即した課税の実現と土地の流動化による経済の活性化が期待される。
- ② 土地建物等の譲渡損益について、所有期間を考慮したN分のN乗方式により損益通算をした上で累進税率を適用すれば、現行よりも課税の弊害はなくなる。
- ③ 長期譲渡損失の2分の1を損益通算の対象とすることにより、所得と損失の取扱いの対称性が実現される。
- ④ 居住用財産の譲渡損失については、住宅借入金等の有無を問わず、通常の土地建物等の譲渡損失として取り扱う。

2. 雑損控除の適用範囲を拡大すること。

[条文] 所法 72

【意見および理由】(H22～)

災害または盗難もしくは横領による資産損失にのみ認められている雑損控除の範囲を、時代の変遷と損失内容の多様化に適合したものとなるよう見直すべきである。

【検討】

たとえば、金融機関が破綻した場合の預金等に生じた損失、違法建築を原因とする強制退去・取壊しによる損失、ゴルフ場の倒産による損失(預託金の未返還を含む)、近年多発している詐欺により損害を被った場合など、これら納税者の無過失による損失も担税力の喪失という観点から適用対象に加えるべきである。

3. 所得控除を整理・簡素化すること。

[条文] 所法 71～86

【意見および理由】(H24～)

所得控除は、長期にわたり累次に拡充されてきた結果、課税ベースが狭められ、所得税の財源調達機能が低下しているとともに、超過累進税率の下で高額所得者に有利に作用しているとの指摘がある。

また、税制と社会保障制度の一体化が議論される中、税制における社会保障給付の機能を見直す必要がある。

したがって、人的控除は、世帯としての負担調整を行うものであるが、世帯の類型や就労形態等が大幅に変化・多様化してきており、実態に対応しきれていないので、時代に対応した人的控除制度に組み替える必要がある。

【検討】

人的控除以外の所得控除についても、創設当初の意義が乏しくなっているものがあり、整理・簡素化することが必要である。

4. 源泉徴収の対象となる所得の範囲を見直すこと。

[条文] 所法 181～215

【意見および理由】(～)

現行の源泉徴収の対象となる所得の範囲は複雑で徴収漏れによる弊害や徴収納付にかかる費用負担が嵩むのが現状である。

したがって、所得の支払段階で源泉徴収しておかないと所得税の徴収が困難となるような場合を除いて、事業所得や雑所得で確定申告することを前提としている所得に係るものについては、源泉徴収の対象を縮小・限定すべきであり、特に報酬・料金等に対する源泉徴収については、申告納税制度が普及した現代において、その必要性が薄れていると考える。

【検討】

源泉徴収制度は、申告納税制度の枠内にある「徴収のための」制度であり、たとえそれが税金の安定的・効率的徴収に貢献しているとはいえ、申告納税制度の理念に照らして、源泉徴収の対象となる所得の範囲は縮小・限定の方向で見直すべきである。

5. 財産債務明細書の提出制度を廃止すること。

[条文] 所法 232 (昭和 33 年)

【意見および理由】(～)

財産債務明細書の提出制度は、昭和 25 年の富裕税の創設に伴い、これを補完するために設けられたものであり、昭和 28 年の富裕税廃止に伴って一旦は廃止されたが、昭和 33 年に再び採用されている。

申告納税事務の簡素合理化と個人情報保護の観点から、この制度は早期に廃止

すべきである

6. 生計を一にする親族が事業から対価を受ける場合の必要経費の特例規定を見直すこと。

[条文] 所法 56

【意見および理由】(H19～)

この規定は、現在では所得分割による租税回避を排除するためにしか法的な価値が認められず、世帯単位課税を旨としていた時代に照らせば、今や錯誤的な存在として問題視されている。

複式簿記による記帳慣行が成熟した現在において、個人単位課税に立脚した事実関係が証明できる場合には、小規模法人と同様に相当な対価として認められるものは必要経費とすべきである。

そうでなければ、この規定を合理的に存続させる論拠は成り立ち得なくなり、廃止の方向で検討すべきである。

7. 離婚に伴い財産を分与した場合の譲渡所得課税は、一定要件のもと非課税とすること。

[条文] 所法 33

【意見および理由】(一部加除 H24～)

離婚による財産分与は、夫婦共有財産の清算であり、現実には現金等の授受がないため担税力に乏しく、現行法制は円滑な財産分与を阻害している。

したがって、財産分与による譲渡所得課税については、その段階では一定要件のもと非課税とし、清算分与財産を受けた者が後に譲渡する際に前所有者の取得日及び取得費を引き継ぐなどの措置を講じたうえで課税を受けるようにすべきである。

8. 青色事業専従者給与に関する形式基準および届出制度を廃止し、専従者退職金を一定要件のもとで必要経費とすること。

[条文] 所法 37・56・57

【意見および理由】(～)

青色申告者は事業と家計とが明確に分離されており、青色事業専従者については、労働の実態や給与の支給形態等において、一般の従業員と何ら異なるところがないにもかかわらず様々な法的規制が定められている。

したがって、青色事業専従者給与に関する形式基準や届出制度を廃止し、役務の対価として相当である部分の金額については必要経費に算入できるとすべきである。また、退職金として合理的な範囲内の金額についても必要経費への

算入を認めるべきである。

9. 不動産所得にかかる損益通算制度の特例の規定を廃止すること。

[条文] 措法 41 の 4 (平成 4 年)

【意見および理由】(～)

この制度はバブル経済期における地価高騰や過度の節税への対策として設けられたものであるが、現在の経済状況下においては、当初の政策目的は既に失せている。

このような損益通算の制限は所得のないところに課税するものであり、法人税法(平成 10 年度改正)との整合性を保つ観点からも、現行の不動産所得にかかる損益通算制度の特例の規定は早急に廃止すべきである。

10. 社会保険診療報酬に対する所得計算の特例を廃止すること。

[条文] 措法 26・67

【意見および理由】(～)

本措置の趣旨は、国民皆保険制度の定着を支援することにあつたとされるが、今や医師のみを優遇する特例となっており、医薬分業が進む昨今では優遇の格差も拡大している。また、そもそも所得計算は、記帳による収支計算から導かれるものでなければならない。

したがって、税負担の公平と他業種との整合性の観点から、この措置は早急に廃止すべきである。

11. 相続財産を譲渡した場合、その譲渡した相続財産にかかる相続税相当額を取得費に加算できる特例期間を延長すること。

[条文] 措法 39

【意見および理由】(～)

相続財産である土地を譲渡する場合には、契約成立までに相当な熟慮期間を要するのが一般的である。

したがって、譲渡した相続財産にかかる相続税相当額を取得費に加算できる現行の特例期間を更に相当期間延長すべきである。

12. 住宅借入金等特別控除の対象となる増改築等を、自己の所有している家屋について行うもののみ限定せず、自己または親族の所有している家屋について行うものとする。

[条文] 措法 41

【意見および理由】(～)

親の所有する家屋に子供が借入金で増改築を行って居住することは多々あることだが、現行法の規定によれば、このような場合には住宅借入金等特別控除の適用対象外とされている。

税務執行の実務において、既存家屋の所有権を子供に移してから増改築を行った場合には当該適用は認められるが、既存家屋が親の所有のまま子供が増改築を行った後に所有権の移転登記をした場合には認められない。そこで、その適用要件を満たすために、あらかじめ既存家屋の所有権の全部または一部を子供に移転してから増改築を行うという対策が一般的に行われている。

このように、結果としての実質的内容が全く同じであるにもかかわらず、形式的な登記の手順によっては、その適用に可否が生ずるという不合理な事態が生じている。

したがって、住宅投資の促進と担税力への配慮という制度の趣旨を生かしつつ、現実に国民の間で広く行われている増改築の実態に即した住宅借入金等特別控除の適用を可能にするため、自己の所有する家屋に限定せず、親族など一定範囲の者が所有する居住用家屋について増改築を行うことを適用要件とすべきである。

Ⅲ 法人税法に関する改正意見

1. 交際費等の損金不算入制度を廃止すること。

[条文] 措法 61 の 4

【意見および理由】（一部加除 H24～）

半世紀以上前の昭和 29 年に企業の冗費抑制と自己資本の充実を旨とした本制度は、経済社会の構造変革に対応しきれないまま、措置法施行令 37 条の 5 第 1 項の、いわゆる 5,000 円基準という時限立法により、ますます租税体系にバランスを欠くものとなっている。

課税強化による歳入確保のための租税制度ではなく、自由な経済活動を妨げない税制、時代に適合する税制となるよう、交際費等の現行制度は早急に廃止すべきである。

【検討】

事業活動に必要な不可欠な交際費は、その金額の多寡にかかわらず損金とし、社会通念上必要とされる慶弔費等は交際費課税の対象外とすべきである。

2. 受取配当金は全額を益金不算入とすること。

[条文] 法法 23

【意見および理由】（H21～）

支払法人側で既に課税済みの配当等を受取法人側でも課税することは二重課税にほかならず、かかる矛盾を排除する観点から、受取配当金については全額を益金不算入とすべきである。

3. 売買目的外有価証券のうち市場価格のある有価証券（満期目的等有価証券を除く）にかかる期末評価等を認めること。

[条文] 法法 61 の 3

【意見および理由】（～）

商法上は市場価格のある株式（子会社株式を除く）については、時価を付すことができる旨を規定しており、会計基準上も市場価格のある全ての有価証券（子会社株式および関係会社株式を除く）については、時価法として評価損の計上も行われている。

したがって、税務上も売買目的外有価証券のうち市場価格のある有価証券（満期目的等有価証券を除く）の期末評価については、時価法を選択できることとし、また、評価損についても損金算入を認めるべきである。

IV 消費税法に関する改正意見

1. 消費税の基準期間制度を廃止すること。

[条文] 消法 1①

【意見および理由】(H24～)

前々年又は前々事業年度を基準期間として当該課税期間の納税義務を判定する現行の制度では、その課税期間の課税売上高が多額であっても免税事業者となったり、反対に、その課税期間の課税売上高が1,000万円以下であっても納税義務が生じることとなったりするような不合理な現象が生ずる。また、免税事業者が課税事業者を選択する場合の届出書の効力発生時期は、提出日の属する課税期間の翌課税期間以降であり、常に1年ないし2年先の状況を予測しなければならない。この判断をすべての中小事業者に求めるには無理がある。

【検討】

基準期間制度による弊害を解決するために、当該課税期間における課税売上高が1,000万円を超えていれば原則として課税事業者となるようにし、1,000万円以下であれば申告を行うかどうかを選択できる制度とすべきである。

2. 仕入税額控除計算の「一括比例配分方式」は、いつでも「個別対応方式」に変更可能とすること。

[条文] 消法 30⑤

【意見および理由】(H21～)

仕入税額控除における一括比例配分方式は、事務処理能力の不足を補うための制度であり、この方式の2年間の継続適用という個別対応方式への変更制限は、両方式を交互に利用することの恣意性を排除する目的もあるとされている。

しかし、個別対応方式による控除税額は実際の仕入活動をより反映しているものであり、恣意性の問題を指摘すべきものではなく、最近では、経理事務はパソコン等によることが多く、個別対応方式を適用するための要件も整いやすくなっている。

したがって、要件さえ整えばいつでも個別対応方式への変更ができるように改めるべきである。

3. 法人税において確定申告書の提出期限の延長の特例を受けている場合には、消費税の確定申告書の提出期限についても延長を認めること。

[条文] 消法 45

【意見および理由】(～)

法人における消費税の申告実務は、法人税申告と並行して進めない限り正確な計算を行うことは不可能に近い。また、法人税と同様に申告期限の延長を認めても、納付すべき消費税額に対する利子税を徴収することにより他の納税者との均衡を保つことができる。

したがって、法人税において確定申告書の提出期限の延長の特例を受けている法人の消費税の確定申告期限については、課税期間短縮を選択した場合を除き、予定納税を条件として、課税期間終了後3月以内となるよう特例を設けるべきである。

4. 請求書等の内容を補う記載がある帳簿をもって仕入税額控除を認めること。

[条文] 消法 30⑦⑧⑨

【意見および理由】(H19～)

消費税法の規定による帳簿の作成は、税法のための会計帳簿の様を呈するものであり、その記載要件を満たすために、事務効率の低下と事務負担の増大を招いている。実務上は、請求書等により取引の内容等が確認できるものであれば課税取引の事実認定は可能なのであるから、請求書等の内容を補う記載がある帳簿をもって仕入税額控除を適用できるよう従前の要件に戻すべきである。

【検討】

事業者が従来から作成している一般的な会計帳簿は、請求書や領収証等の証憑類によって確認することができる取引については、相手先の氏名や内容等を省略して記載するのが通例であり、消費税法の規定どおりの帳簿を作成することは過度の事務負担を課すことになる。

5. 簡易課税制度を抜本的に見直すこと。

[条文] 消法 37 消令 57

【意見および理由】(～)

当初の簡易課税制度導入の目的は達成され、昨今では事務負担の軽減よりも納税負担の軽減を目的とした選択が多くなっているうえ、当該制度の誤選択による弊害も数多く発生している。また、事業区分の細分化等により、簡易であるべき制度は、その本来の目的を逸脱したものとなっている。

したがって、簡易課税制度そのものを簡素化し、課税方法については、都度選択が可能となるよう抜本的に改革すべきである。

V 地方税法に関する改正意見

1. 固定資産税評価額は、十分な検討を行い実態に即したものとすること。

[条文] 地法 388

【意見および理由】(H22～)

固定資産税の課税標準となる固定資産税評価額は、相続税、登録免許税、不動産取得税など他の税目の課税標準として援用されており、特に、相続税においては、不動産や取引相場のない株式の評価に影響を与えている。

ところが、土地については、地方税法において適正時価により評価するとされているが、一般的な土地の取引市場を形成していない市街化調整区域内の雑種地や既存宅地以外の宅地では、実勢価格との乖離が多く見受けられ、建物については、耐用年数省令を基に減価償却した残存価額と比較しても、異常に高く評価されている。

したがって、固定資産税評価額を算定する際には、他の国税や地方税に与える影響を考慮し実態に即したものとするとともに、その評価基準と算定基準を公開することにより課税の公平を図るべきである。

【検討】

固定資産税では、その評価額について縦覧期間と不服申立期間が設けられているが、他の税目に援用する場合には、固定資産税評価額が決定済みであるため、不服申立ては困難である。固定資産税評価額を援用している税目において、固定資産税評価額と時価に相当な開差が生じていると認められる場合には、それらの課税標準を合理的な資料を基にした客観的な時価とすべきである。

2. 事業税における社会保険診療報酬等に対する特例措置を廃止すること。

[条文] 地法 72 の 23・72 の 49 の 8

【意見および理由】(H19～)

事業税における社会保険診療報酬等の課税除外の措置は、結果的に特定の業種に対する優遇措置としてのみ機能し、社会的な不公平を生じさせていることから、この制度は早急に廃止すべきである。

【検討】

この措置は、社会保険の保護育成を図り、社会保険診療報酬に係る点数の単価が政策的に決定されることへの対応として設けられたものであると言われているが、このような問題は社会保険政策の中で対処すべきものであり、税制において対応すべき性質のものではない。

3. 離婚に伴い財産を分与された場合の不動産取得税は一定要件のもと非課税とすること。

[条文] 地法 73

【意見および理由】(H21～)

離婚に伴う財産分与は、夫婦共有財産の分割精算としての形式的な所有権の移転であり資産の譲渡には該当しない。

したがって、離婚に伴う財産分与として不動産を取得した場合には、不動産取得税を一定要件のもとで非課税とすべきである。

4. 婚姻期間が 20 年以上である配偶者から贈与により取得した居住用不動産にかかる不動産取得税の計算に特別控除額を設けること。

[条文] 地法 73 の 7

【意見および理由】(～)

贈与税の配偶者控除制度は、配偶者の老後の生活安定を旨として設けられたものである。

したがって、その趣旨を尊重し、婚姻期間が 20 年以上である配偶者から贈与により居住用不動産を取得した場合には、かかる不動産取得税の計算上、課税価額から贈与税の配偶者控除額と同額を控除できるようにすべきである。

5. 法人事業税・法人住民税について欠損金の繰戻還付制度を創設すること。

[条文] 地法 53・321 の 8

【意見および理由】(～)

企業における営業年度は人為的に区切られたものに過ぎず、欠損が生じた事業年度も利益が生じた事業年度も本来は一体のものであることから、法人税に限らず、法人事業税や法人住民税についても欠損金の繰戻還付制度を創設すべきである。

6. 個人事業税の事業主控除額を引き上げること。

[条文] 地法 72 の 49 の 10

【意見および理由】(～)

個人事業税における事業主控除の本来の趣旨を踏まえ、その控除額を少なくとも 500 万円程度に引き上げ、制度の目的に合致させるべきである。

VI 中期的に検討すべき課題

1. 消費税率の改正について

[条文] 消法 29

【意見および理由】(一部加除 H24～)

今後、いわゆる少子長寿社会へと急速に進む日本は、退職人口と生産年齢人口の著しい逆転による人口構成の変化により、他のいかなる国家も経験したことのない未知の難題に直面することとなる

このような人口構成となる日本においては、年金や医療などにかかる費用の増加を賄うべく大幅な基礎財政黒字が必要とされるため、持続可能な経済成長が望まれるところだが、いつになるか予測のできない成長を待つ余裕はなく、国民への負担増は避けられない。

その増加する負担を世代間で公平に負うためには、勤労世代に負担が集中する所得税よりも、幅広い世代が負担する消費税のほうが望ましいに違いない。

しかし、消費税を軸に据えることは、低所得者・経済的弱者層に不利との批判は避けられず、自民党政権時代の歴代内閣、中でも人気の高かった小泉政権すら税率の引き上げには消極的であったし、昨年、菅政権は消費税率 10%を掲げてはみたものの、参院選の敗北で即座に撤回した経緯がある。

どの政権も年金や医療の改革に着手せず、そのために巨額の公的債務残高が累増している状況は変わることなく、このまま財政悪化を前に手をこまねいていれば、経常収支の赤字転落を招き、日本は衰退の一途を辿ることとなる。

明治維新により土農工商から富国強兵の時代へ、そして日露戦争での勝利、朝鮮戦争による廃墟からの大復興。「もはや戦後ではない」「所得倍増計画」「三種の神器」「福祉元年」、しかし、「ニクソン・ショック」「変動相場制」「第一次石油ショック」「日米貿易摩擦」「プラザ合意」「バブル経済」、そして、「バブル崩壊」「デフレ」「人口減」、国家存亡の危機ともいえる「東日本大震災」。

1868年の明治政府誕生から僅か140年余り。果して日本は、この崩壊への道から抜け出し、みたび「日の出」を見ることができるのであろうか。

【検討】

消費税率の引上げは避けられないという意見も多くあるが、まず国をはじめ地方議員の定数縮減や衆参二院制の検討等が先決であり、このような人的歳出を極限まで削った後に、中小企業や小規模事業を中心とした地域経済の活性化、少子長寿社会への対応、低所得者・経済的弱者層に配慮して検討すべきである。

消費税率の引上げは逆進性を更に増幅させることになるため、特定の品目については軽減税率を適用すべきという意見があるが、このような複数税率化には

国民の多様な消費形態への影響や納税義務者の事務負担の増大などの問題があるため、現行の単一税率は維持すべきであり、単一税率であればインボイス方式を採用する必要がなく、帳簿記載の要件や計算業務が増えず簡素な制度となる。

2. 確定決算基準の維持について

[条文] 法法 22④、74①

【意見および理由】(H22～)

現行の法人税法は確定決算基準を採用しており、その実質的な意義は、確定した決算において採用し選択した会計処理が適正な会計基準に従い法人税法上も容認できるものである限り、税務計算もそれに拘束され申告調整が認められないことにある。また、確定決算基準には次の機能がある。

- ① 財務諸表を単一化するという便宜性
- ② 減価償却など法人の内部取引処理の確認が容易になり申告調整による課税所得の減額を防止できるという課税の安定性
- ③ 企業利益と課税所得を有機的に結びつけることによる申告の真実性

ところが、この基準については、企業会計上の利益を裏付ける会計理論が常に適正かつ正当であるという保証がない限り、その利益を課税ベースとすることには法的な問題があると考えられており、いわゆる分離主義に移行すべきであるという意見がある。

しかし、もし確定決算基準を廃止した場合には、企業会計とは別に税務計算上の企業利益を算定する必要が生じ、結果として帳簿の作成や決算・申告事務の煩雑化を招きかねない上に、法人税法に網羅的かつ自己完結的な計算規定を設ける必要が生じるなど立法上の不都合が惹起される。

また、企業会計と法人税制が著しく乖離した場合には、確定決算基準は形骸化し、その維持が困難になることが予測される。

したがって、現状の企業に実務を考慮すれば、今後も確定決算基準を維持することが適当である。

3. e-Tax と eLTAX の効率的運用について

【意見および理由】(H24～)

わが国の国税、地方税及び社会保険料の納付及び徴収は、国税庁、地方自治体、日本年金機構及び労働局などで個別に行われているが、それらの計算基礎には重複した部分が多数存在するため、これらの申告・納付等は各別に行わなければならない、納税者等に重複した事務負担が強いられている。

また、徴収機関がそれぞれ独立していることで、行政コストの肥大化の原因ともなっている

課税ベースや計算基礎が共通していることに着目すれば、国税と地方税の事務一元化についての検討は可能であり、国税と社会保険料の一元化よりも、国税と地方税の事務一元化の方が実効性は高いと考えられる。

地方自治の本旨や地方分権推進を十分考慮しなければならないが、地方税に関する行政事務が削減できる分、地方がすべき福祉や環境に予算と人員を充てることができると考えられる。

【検討】

① 地方税法上の申請・届出の様式を全国で統一すること

地方税における申請書および届出書等は、地方公共団体により独自の様式を定めているものが多く、納税者の利便性の観点から、様式を統一することが必要である。

② 電子申告・電子納税の環境を一層整備すること

個人の場合の電子申告は所得税と住民税の申告が同時に完結するが、法人については、国税庁、都道府県、政令指定都市及び一部の市町村に対して、それぞれに申告しなければならない、一層の電子申告の普及を図るためにも、e-Tax と eLTAX の統一的な運用を行うことが必要である。

また、納税者利便を図るためには、電子納税についても電子申告との一体的運用を行うべきであり、国税のダイレクト方式電子納税に続き、地方税についても同様の措置が講じられることが必要である。

あとがき

平成 24 年度の税制改正に向けた意見書は如何でしたでしょうか。

昨年度までの意見書の中で既に実現されたものや時代の流れに相応しくないものは一部を改訂あるいは新たに取り入れた意見により取捨選択し刷新してあります。

なお、3 月 11 日に起こった東日本大震災による国会審議の停滞等のために、今回は「つなぎ法案」により改正法案そのものの成立は 3 か月程度遅れることは確実です。

当会調査研究部では、昨年度から今年度の意見書を作成するに際し、まず政権交代による政界の混乱、そして、この大震災による国家の混乱、これらの不確実・不安定ともいえる時流の中で改正意見に確固たる方向性を示すことが困難な状況となりました。

今の政権が日本国の再建のために、今後どのような制度改革を成すかは極めて不透明ですが、当会調査研究部では、税務の専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることが税理士の使命であり、この意見書は、この税理士の使命に基づく国民的要請または義務であると理解しています。

当会調査研究部では、次の三点を基本とした会員各位からの貴重なご意見を募集しておりますので、引き続きご理解ご協力のほど宜しくお願いいたします。

- ① 重要な改正意見については、それに関連した項目や論点も考慮して、中長期的な展望で検討する。
- ② 経済情勢や社会環境の変化に対応するため、早急に改正すべき項目や負担の緩和を求める項目について検討する。
- ③ 税制に関する執行や運用に関する意見については、更に一層の検討をする。

平成 23 年 3 月 23 日

北陸税理士会 調査研究部

部	長	嶋	田	兼	五	(小松支部)
副	部	長	西	田	基	博 (金沢支部)
		〃	渡	辺	雅	之 (福井支部)
		〃	中	村	隆	一 (富山支部)
委	員	村	田		保	(小松支部)
		〃	松	平	哲	行 (七尾支部)
		〃	小	木	崇	永 (武生支部)
		〃	大	道	永	行 (敦賀支部)
		〃	谷	方		馨 (高岡支部)
		〃	舘	田	康	弘 (砺波支部)
担	当	副	会	長	福	井 俊 光 (金沢支部)